

1. 改正の概要

・税務調査の再調査ができる場合が見直されます。

内容	改正前	改正案
前回調査が実地調査	「新たに得られた情報」がある場合に再調査可能	同左
前回調査が実地調査以外の調査	「新たに得られた情報」がある場合に再調査可能	「新たに得られた情報」がない場合でも再調査可能

○再調査の前提となる前回調査が平成27年4月1日以後に開始され、その前回調査後に行う再調査について適用される。

2. 実務上の留意点

- ・実地調査が行われた後に再調査が行われるのは、今までどおり「新たに得られた情報」がある場合のみである。
- ・実地調査が行われなかった場合には、その後に「新たに得られた情報」がない場合でも再調査として実地調査が行われる可能性がある。

3. 今後の注目点

- ・実地調査以外の調査の後に「新たに得られた情報」がない場合でも再調査として実地調査を行う場合は、どのようなケースが想定され、その場合の調査手続きの実施方法について確認が必要である。